

Go To トラベル事業の概要①

- 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の 1 / 2 相当額 を支援。
- 支援額の内、① 7 割 は 旅行代金 の 割引 に、② 3 割 は 旅行先 で使える 地域共通クーポン として付与。
- 一人一泊あたり 2 万円が上限（日帰り旅行については、1 万円が上限）。
- 連泊制限 や利用回数の 制限なし。

旅行代金の全体

自己負担額

支援額
(代金の 2 分の 1 相当額)

① 旅行代金割引

支援額の 7 割
(3 5 %)

② 地域共通
クーポン

支援額の
3 割
(1 5 %)

【地域共通クーポン】

- 1 枚 1,000 円単位で発行する商品券。お釣りなし。
(1,000 円未満の端数が生じる場合は四捨五入。端数が 500 円以上の場合は 1000 円のクーポンが付与。)
- 支援額 3 割を地域共通 クーポン として 利用者に配布。
- 地域の観光協会 や観光地域づくり法人 (DMO) ・ 商工会 ・ 商工会議所 等を通じて、地域の店舗の参加・登録 を呼びかけ。
- 事務局で一括発行 し、旅行代理店や宿泊施設で配布。

① 旅行代金割引 と ② 地域共通クーポン が 1 セット

支援額の例

○具体的な利用イメージ

① 1人で1泊2万円の場合

旅行代金/宿泊代金

20,000円

支援額

旅行代金の1/2相当額
10,000円

(支援額上限は1人1泊2万円)

支援額の内訳

地域共通クーポン : 3,000円

旅行代金割引 : 7,000円

② 1人で1泊5万円の場合

旅行代金/宿泊代金

50,000円

支援額

支援額上限は1人1泊
20,000円

(旅行代金の1/2相当額は2万5千円)

支援額の内訳

地域共通クーポン : 6,000円

旅行代金割引 : 14,000円

割引対象となる旅行商品

宿泊旅行の場合

..... 割引対象範囲

個人旅行（家族旅行含む）



申し込み



旅行代理店・
予約サイト経由で



（中小旅行業者含む）

宿泊施設に直接



（直販予約システム等）
※第三者機関が旅行者の
予約記録等を管理することが必要。

① 宿泊（※）+ 交通機関等のセットプラン

宿泊+航空・鉄道・バス・旅客船・タクシー・高速道路等



+



高速道路



航空



鉄道



タクシー



バス



旅客船

※性風俗関連特殊営業を営む宿泊施設を除く
※宿泊と交通機関等がセットになった商品の場合は、交通機関等も割引対象。

② 宿泊のみ

（※個人で手配する交通は割引対象外）



+



高速道路



航空



鉄道



タクシー

割引対象外

※高速道路料金のみや、交通機関のみは割引対象外。

③ 宿泊に準ずるもの

クルーズ・夜行フェリー・寝台列車
※座席のみとみなされるものを除く

団体旅行



申し込み

旅行代理店・
予約サイト経由、
宿泊施設に直接



（中小旅行業者含む）（直販予約システム等）

例① 修学旅行



※宿泊施設が、宿泊サービスと交通サービスをセットで商品販売する場合は、原則として旅行業の登録が必要。³

例② 職場旅行



割引対象となる旅行商品

日帰り旅行の場合

 割引対象範囲

- 往復の乗車券等の移動+ **旅行先での消費となる** 食事や観光体験等とのセットプランが対象。

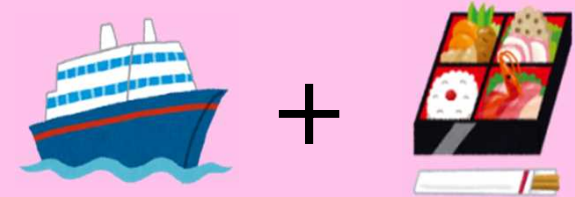
個人旅行（家族旅行含む） ・ 団体旅行

例：往復交通+α

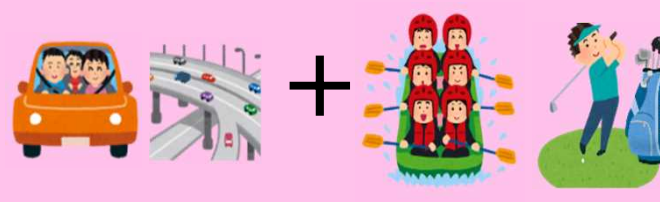
往復乗車券+日帰り温泉券



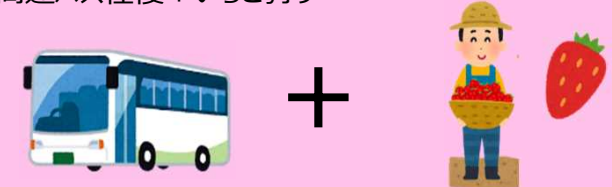
往復乗船券+旅行先でのランチ



高速道路周遊パス+体験型アクティビティ



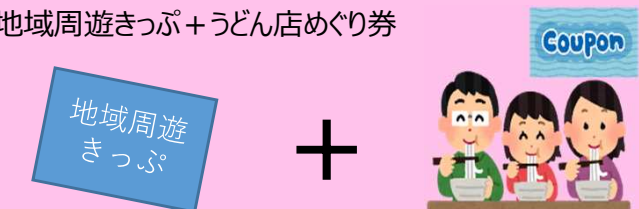
高速バス往復+いちご狩り



往復航空券+体験型アクティビティ



地域周遊きっぷ+うどん店めぐり券



※地域周遊きっぷは往復の乗車券等を組み合わせたものであることが必要。

旅行代理店・
予約サイト経由で



(中小旅行業者含む)

〔旅行業登録を受けた交通事業者が販売する場合を含む〕

申し込み

旅行者による利用イメージ①

例) 1泊2食付き1人2万円の温泉旅館に宿泊する場合

宿泊施設

旅行者

地域共通クーポン加盟店
(旅行先の土産物店、飲食店、
観光施設、アクティビティ、交通機関など)

①宿泊予約

(宿泊施設に直接、旅行代理店・予約サイト経由)

支援額 (代金の2分の1相当額)

②旅行代金割引

支援額の7割程度

= 7,000円分

(※旅行者は13,000円支払)

③地域共通クーポン配布

支援額の3割程度

= 3,000円分

④地域共通 クーポン利用

土産物店



飲食店



観光施設



交通機関



旅行者による利用イメージ②

例) 2泊3日 1人10万円のツアー旅行（往復の交通費、宿泊費等込み）に参加する場合

旅行業者

※ 1人1泊あたり2万円が支援額の上限
→ 2泊では4万円の支援

①旅行商品予約

支援額（支援額の上限を適用）

②旅行代金割引

支援額の7割程度

= 28,000円分※

（※旅行者は72,000円支払）

③地域共通クーポン配布

支援額の3割程度

= 12,000円分※

旅行者

地域共通クーポン加盟店
（旅行先の土産物店、飲食店、
観光施設、アクティビティ、交通機関など）

土産物店



飲食店



観光施設



交通機関



④地域共通 クーポン利用

旅行者による利用イメージ③

例) 1人 **3万円**の日帰り旅行（往復の交通費＋食事や観光体験等）に参加する場合

旅行業者



※ 1人あたり1万円が支援額の上限

①旅行商品予約

支援額（支援額の上限を適用）

②旅行代金割引

支援額の7割程度

= 7,000円分※

（※旅行者は23,000円支払）

③地域共通クーポン配布

支援額の3割程度

= 3,000円分※

旅行者



地域共通クーポン加盟店
（旅行先の土産物店、飲食店、
観光施設、アクティビティ、交通機関など）

土産物店



飲食店



観光施設



交通機関



④地域共通 クーポン利用



地域共通クーポンの概要

○ 地域共通クーポンについて

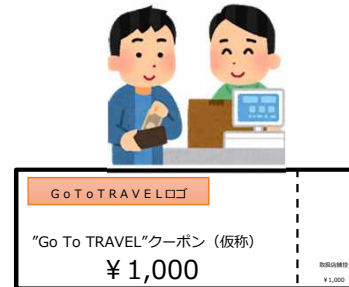
- ・ 地域共通クーポン付の本格実施日は9月1日以降で別途お知らせする日。
- ・ お渡しする地域共通クーポンは、旅行代金の15%（代金の1 / 2 相当額 × 3 割）（※）。
※ 1枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。（1,000円未満の端数が生じる場合は四捨五入。端数が500円以上の場合は1000円のクーポンが付与。）
- ・ 旅行先の都道府県 + 隣接都道府県において、旅行期間中に限って使用可能。

地域クーポン利用イメージ



地域共通クーポン提示、
商品・サービス購入に利用

①紙媒体のクーポン（商品券）



②電子媒体のクーポン



地域共通クーポン加盟店（※） （旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、 アクティビティ、交通機関など）

土産物店



飲食店



観光施設



交通機関



※ 地域の観光協会や観光地域づくり法人（DMO）・商工会・商工会議所等を通じて、地域の店舗の参加・登録を呼びかけ。8